

# 真砂小学校 いじめ防止対策基本方針

## I いじめの定義と基本的理念

「いじめ」とは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

～いじめ防止対策推進法第2条～

上記の定義に則り、いじめは決して許されないことであるとともに、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分認識し、教職員だけでなく、外部機関を含めすべての関係者と連携して未然防止と解消にあたる。

## II 学校（教職員）の責務

教職員は基本理念の下、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、在籍児童にわずかでも兆候が見られたときには、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

## III 方策

「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校の教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。

### 1 いじめの未然防止と早期発見

#### (1) 多面的な児童理解といじめの早期発見

全教職員は全児童に積極的にかかわり、児童の多面的な理解に努める。また、毎週の職員終会後に「真砂っ子を語る会」を設けて、定期的に情報の共有化を図ることで、いじめの早期発見に努める。この他に日常的に児童の情報交換を合い、全教職員で児童を見守る体制をつくる。

#### (2) いじめ防止アンケートと連動した教育相談

①年3回（5月下旬、10月下旬、2月上旬）の学校生活アンケートを実施し、いじめの早期発見と見逃し0（ゼロ）を目指す。

②学校生活アンケートを基に年1回（6月上旬）の子ども教育相談を行う。児童一人一人と話し合う機会を設け、より児童の目線に立った実態把握に努める。児童からの情報により、被害が疑われる児童については、確実に丁寧に取り組みを行い、問題の早期解決を図る。

### (3) 全学級で実施する学級力向上プロジェクト

すべての学級で学級力レーダーチャートを実施し、その結果に基づき自学級をより良い場所にしていくためにはどんなことが必要なのかといった話し合いの場を設け、学級の支持的風土を高めていく。

### (4) インターネットによるいじめの防止策

児童のタブレット端末やインターネットに接続可能な機器等の利用状況を調査し、適切な利用について児童・保護者に啓発活動を行い、情報モラル教育の充実に努める。

### (5) 地域・保護者との連携

連絡帳や個別懇談等、保護者から寄せられた情報に対しては、丁寧に対応し連携に努める。また、地域をあげて児童を守り育てるために、中学校や家庭、児童の健全育成にかかわる関係諸団体や機関と連携し、情報交換と行動連携に努める。

### (6) 道徳教育の充実

教材の問題場面から子どもにいじめに係る問題を見出させ、「自分の経験に基に考える」「多面的に考える」といった思考を促すことにより、子どもたちが、いじめについて正面から考え、道徳的価値を深めるようにさせる。

## 2 いじめ発生時の迅速な対応

### (1) いじめ対応ミーティング

いじめが発生した場合、すみやかに教頭（校長）または生活指導主任に報告し、対処の方針や方法を検討し、解決に向けて児童への指導を行う。

### (2) いじめ不登校対策委員会の設置と的確な指導

必要に応じて、即時にいじめ不登校対策委員会を開催し、指導の方針や具体策を協議する。指導後問題が確かに解決したかを判断するために経過観察を行い、問題の早期解消を図る。

※ いじめ不登校対策委員会は校長を委員長とし、生活指導主任を主任とする。構成委員は、対策委員長と主任の指示のもと必要な職員がこれにあたる。

※ いじめ不登校対策委員会メンバーの基本

◎校長、教頭、教務主任、○生活指導主任、養護教諭、関係児童の担任、学年主任、関係する教職員

### (3) いじめへの対処

いじめを受けた児童に対しては、丁寧な聞き取りを行い、事実関係を明確にする。また、児童の気持ちに寄り添いながら対応と一緒に考えるとともに、「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。また、保護者に対して経過や今後の方針を丁寧に説明する。

いじめを行った児童に対しては、安易な謝罪で終わらせず、相手の心の痛みを理解させ、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させる。また、当該児童の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童生徒と共に認識させるとともに、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。

周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気もてるようにする。

校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら取り組むとともに、教育委員会への報告など必要に応じて関係機関と連携して取り組む。

### **3 自殺につながる可能性がある場合の対応**

児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALK の原則」(Tell: 心配していることを伝える、Ask: 自殺願望について尋ねる、Listen: 気持ちを傾聴する、Keep safe: 安全の確保)に基づき、家庭や専門機関・医療機関と連携し、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。

いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

### **4 重大ないじめを受けた児童及び保護者への対応**

重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより、以下のような事態に至った場合を指す。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間 30 日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。

重大事態に係るいじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、第一に教育委員会に報告し、指導・助言を受け、当該児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、前にもまして安心して学校生活を送ることができるよう支援する。

具体的には、次のような対応や支援を行う。

- ①学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情を丁寧に傾聴する。
- ②いじめに係る事実関係を明らかにするため、聴き取りを丁寧に行う。
- ③いじめの解決に向けて、当該児童や保護者の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ④安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保する。
- ⑤不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラーによる心のケアを行う。
- ⑥医療機関への受診が必要と判断される場合には、保護者の了解を得て、医療機関の受診を勧める。

また、当該児童の保護者については、重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や、我が子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童やその保護者への不信感などを、強く抱いていることが考えられる。このような保護者の心情を察しながら、当該児童の心身の安定に努めるために、保護者に対して次のような対応や支援を行う。

- ①学校の管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし、対処に向けた方策を具体的に伝える。
- ②当該児童が受けたいじめに係る事実や、児童の心身の状況について丁寧に説明する。
- ③いじめの解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ④保護者自身が不安を抱いている場合、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関によるカウンセリングを勧める。